

熱海市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年12月15日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第23号

熱海市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

熱海市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年熱海市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成25年7月1日から同月31日まで」を「平成29年1月1日から同年3月31日まで」に改め、「市長」の次に「及び副市長」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。